

宮崎市監査委員 梶谷 欣也
宮崎市監査委員 荒木 敏
宮崎市監査委員 星山 健一
宮崎市監査委員 近藤 慶子



定期監査結果の公表について

地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査の結果を下記のとおり公表します。

記

- 1 監査の対象
建設部（土木課、用地管理課、道路維持課、建築住宅課）の平成 29 年度及び平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までの財務に関する事務の執行
- 2 監査の場所
関係各課及び監査室
- 3 監査の実施期間
平成 31 年 1 月 7 日から平成 31 年 2 月 15 日まで
- 4 監査の着眼点
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 監査の方法
建設部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 監査の結果
(1) 土木課、用地管理課、道路維持課、建築住宅課について、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。
(土木課)
①平成 29 年度雨水ポンプ場施設の水門操作補助等業務委託（契約単価（税抜）：2,462 円/時間）の委託料について、委託契約書において「委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は別途加算する。」と定められているにもかかわらず、消費税抜きの金額が記載された誤った請求書を精査することなく受理し、支払っていた。
【正】平成 29 年 8 月 6 日 2,462 円×5 時間 50 分×2 名×2 施設＝57,412 円
平成 29 年 9 月 17 日 2,462 円×9 時間 50 分×2 名×2 施設＝96,804 円
計 154,216 円
消費税 12,337 円
合計 166,553 円
【誤】平成 29 年 8 月 6 日 2,462 円×5 時間 50 分×2 名×2 施設＝57,412 円
平成 29 年 9 月 17 日 2,462 円×9 時間 50 分×2 名×2 施設＝96,804 円
合計 154,216 円

- ②平成 29 年度市外旅行（11 月 13 日～15 日：交通費及び宿泊費は協会負担）に係る 11 月 14 日の日当について、昼食代は協会負担のため、2 分の 1 に相当する額（1, 100 円）を支給すべきところ、支給されていなかった。
- ③平成 29 年度五十鈴川排水ポンプ場自家用電気工作物保安業務委託に係る不良機器の取替について、委託契約書に修繕に関する規定がないことから、別途修繕料で支出すべきところ、当初の委託契約額を増額変更し委託料で支出していた。

（用地管理課）

- ①平成 29 年度及び平成 30 年度の準用河川占用許可に係る占用料の減免について、宮崎市準用河川管理規則第 6 条に基づく流水占用等減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた（平成 29 年度：8 件中全件、平成 30 年度：8 件中全件）。また、減免は部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた（平成 29 年度：8 件中全件、平成 30 年度：8 件中全件）。
- ②平成 29 年度及び平成 30 年度の公共物使用許可に係る使用料の減免について、宮崎市公共物管理条例施行規則第 5 条に基づく公共物使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた（平成 29 年度：8 件中全件、平成 30 年度：8 件中全件）。また、減免は部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた（平成 29 年度：8 件中全件、平成 30 年度：8 件中全件）。
- ③平成 29 年度及び平成 30 年度の道路占用許可について、平成 29 年 8 月 29 日に変更許可している無線携帯電話基地局のアンテナの占用料を変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所として算出すべきところ、共架電線その他上空に設ける線類として算出していた。また、減免は部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた（平成 29 年度 8 月申請分：111 件中全件、平成 30 年度 8 月申請分：137 件中全件）。

【正】無線基地局 4 基 (1, 200 円×30%) ×4 基=1, 440 円

【誤】通信用ケーブル 280m 6 円×280m =1, 680 円

- ④平成 30 年度の市外旅行命令変更（名古屋市 7 月 2 日～3 日）に係る鉄道賃について、事前に台風接近による航空機欠航が判明したため、空港には行かず、名古屋駅から新幹線等により帰宮したにもかかわらず、空港－金山駅間の鉄道賃（810 円）を支給していた。

7 月 3 日 復路

【正】

名古屋駅－宮崎駅	J R 運賃	31, 000 円
計		31, 000 円

【誤】

空港－金山駅	J R 運賃	810 円
名古屋駅－宮崎駅	J R 運賃	31, 000 円
計		31, 810 円（810 円戻入の発生）

（道路維持課）

- ①平成 29 年度道路情報システム更新業務委託（契約額：5, 335, 200 円）について、1 件 500 万円以上 2, 000 万円未満の業務の委託契約に関することは部長の専決であるにもかかわらず、契約締結伺・支出負担行為書を課長決裁としていた。

（建築住宅課）

- ①平成 29 年度の退去に伴う敷金の還付について、退去修繕費用負担金（平成 29 年 4 月 28 日起案分）の調定額を 21, 600 円で調定すべきところ、消費税を除いた 20, 000 円で調定していたため、1, 600 円多く還付していた。

【正】

敷金払出金額：41, 400 円、退去修繕費用負担金：21, 600 円、還付金額 19, 800 円

【誤】

敷金払出金額：41, 400 円、退去修繕費用負担金：20, 000 円、還付金額 21, 400 円

②平成 29 年度及び平成 30 年度の普通財産貸付について、次のような不備があった。

ア. 普通財産貸付料について、宮崎市公有財産規則において「貸付期間が 1 年に満たないものに係る貸付料については、月割によるものとし、1 月に満たない場合は、日割とする。」と規定されているにもかかわらず、貸付料年額から貸付料日額を算出し、貸付料日額に貸付日数を乗じたものを貸付料としていたため、貸付料を過大徴収又は過少徴収しているものがあった（平成 29 年度：23 件中 5 件（過少徴収 3 件、過大徴収 2 件）、平成 30 年度：11 件中 1 件（過少徴収 1 件））。

イ. 平成 29 年度市営住宅浜子団地跡地に係る貸付延長について、延長開始前に申請書を提出させるべきところ、延長開始後に提出された申請書を受理し、遡及して土地賃貸借契約の決裁文書を起案し契約していた。

申請日：平成 30 年 2 月 8 日

貸付期間：平成 30 年 2 月 1 日～平成 30 年 3 月 15 日

（平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日分の延長）

決裁文書起案、決裁、施行日、調定日及び契約日：平成 30 年 1 月 31 日

③平成 29 年度及び平成 30 年度の行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。

ア. 平成 29 年度の市営住宅飛江田団地ほかの地下管路に係る行政財産目的外使用料について、長さに 1 m 未満の端数があるときは 1 m として徴収すべきところ、端数のままで徴収していた。

・地下管路 5.2m 【正】 $6m \times 26 \text{円} = 156 \text{円}$ 【誤】 $5.2m \times 26 \text{円} = 135 \text{円}$

・地下管路 18.6m 【正】 $19m \times 37 \text{円} = 703 \text{円}$ 【誤】 $18.6m \times 37 \text{円} = 688 \text{円}$

イ. 平成 30 年度の市営住宅広瀬台団地の光通信ケーブルに係る行政財産目的外使用料について、使用料の総額が 100 円に満たないときの使用料の額は 100 円とすると規定されているにもかかわらず、100 円に満たないままの金額を徴収していた。

・市営住宅広瀬台団地の光通信ケーブル 【正】 100 円 【誤】 72 円

ウ. 平成 29 年度及び平成 30 年度の行政財産目的外使用許可について、使用料の減免を受けようとする者に行政財産目的外使用料減免申請書を提出させなければならないところ、提出がないまま使用料を免除していた。また、使用許可は部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としているものがあった。

・使用料の免除処理誤り：平成 29 年度及び平成 30 年度 市営住宅の高感度地震観測施設設置に係るもの

・使用許可の専決区分誤り：平成 29 年度 市営住宅の電話柱設置に係るもの

④平成 29 年度の市営住宅（熊本地震被災による緊急使用）に係る行政財産目的外使用許可について、行政財産目的外使用料減免申請書が提出されていないにもかかわらず、使用料を免除していた（5 件）。また、行政財産目的外使用許可申請書を提出させるべきところ、規則に定めのない一時使用許可申請書を提出させ受理していた。

収入事務	
調定事務	調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等
徴収事務	納入通知書は適正に発行されているか 等
現金出納事務	現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等
滞納整理事務	滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等
賦課徴収（税）事務	
賦課事務	台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
徴収事務	徴収台帳等は整備されているか 等
支出事務	
支出一般	違法、不当、不経済な支出はないか 等
旅費関係	旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等
負担金、補助金及び交付金の支出	支出対象及び支出金額に誤りはないか 等
貸付金（定例的・定額のもの）の支出	貸付対象及び貸付金額に誤りはないか 等
契約事務	
入札方法	一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等
入札事前準備事務	入札の公告等の諸手続は適正かつ公正に行われているか 等
相手方決定事務	入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録（開札調書）は整備されているか 等
随意契約	随意契約による場合、その理由は適正か 等
契約締結事前準備事務	継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか 等
契約締結事務	契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか 等
契約の履行	工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか 等

公有財産	
財産の取得及び処分	財産の取得及び処分の手続は適正か 等
財産の管理	財産の分類を誤っているものはないか 等
財産の貸付 (行政財産)	使用許可申請書は提出されているか 等
財産の貸付 (普通財産)	貸付申請書は提出されているか 等
物品管理	
物品管理	物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等
需用費・備品購入費の支出	検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか 等
金券関係	タクシー乗車券等について適正に管理されているか 等
	郵便切手類について適正に管理されているか 等
	給油券等について適正に管理されているか 等
公の施設の指定管理	
	告示がされているか 等
	基本協定・年度協定は締結されているか 等
	利用料金の手続きは適正に行われているか 等
	利用促進のための努力はなされているか 等
	収支会計経理は適正になされているか 等
	出納関係帳簿の記帳は適正になされているか 等
	指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか 等
	モニタリングは適時行われているか 等